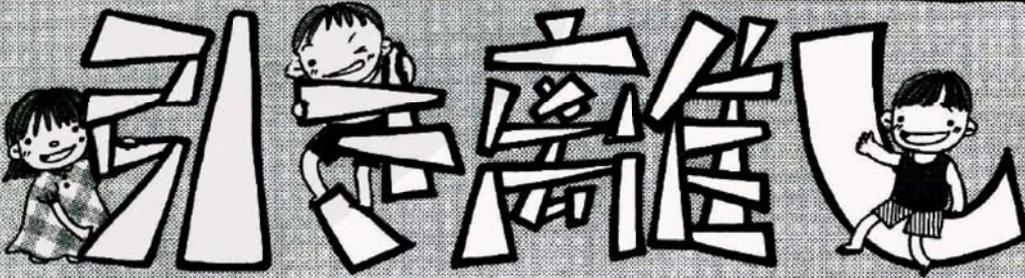


25号

2012年

10月14日



親子ネットに寄せる想いと期待 《サポーターの視点から》

矢庭に。青天の霹靂。そして、藪からスティック。

どの言葉を当てはめても、はまり切らないほどに、あまりにも突然過ぎて、あまりにも理不尽で、残酷で…。何が起きたかわからず、夢か現実かさえも定かではありませんでした。

妻子が居なくなった日、あまりにも突然過ぎる事態に対して、怒りとも悲しみとも言いがたい、ただ鈍くどす黒い感情で満ち、それからは涙が溢れる毎日でした。行方は分からず、生死さえ分からない日々は、気が気でありませんでした。

悪い冗談じゃないか、何かのどっきりじゃないか。ひょっと朝起きたら全て夢で、いつも通りの生活が待ってるんじゃないか。「パパ!」と言って子どもが飛びついてくるんじゃないか…。そんな想像をしては、残酷な現実が立ちほだかり、目の前を塞ぎました。いつしか人と接することさえ億劫になりました。

そこに追い打ちをかけるように裁判所から届いた「保護命令」。覚えの無いドメスティックバイオレンス。そして弁護士から告げられたのは「もう二度と子どもとは会えないね。諦めなさい。」

あまりにも理不尽な別れを余儀なくされ、まさに絶望の淵に立たされました。誰に相談することも出来ず、かといって最愛の我が子を諦めることなんて出来ず…。そんな八方ふさがりの時に見つけたのが親子ネットでした。

そこには、私と同じ境遇に立つ多くの人の体験談と、司法を変えるべく活動を続ける組織の姿がありました。

「私だけの特別な問題じゃないんだ、日本中の問題なんだ。」

そう思うと、真っ暗闇の絶望の中に、一筋の光が差したような心地でした。

親子ネットには、ある日突然子どもと引き離され、理不尽な想いをされているお父さん・お母さんがたくさん居ます。大きな悲しみと子どもへの愛情を抱えながらも、前を向いて、諦めずに戦い続けている一人ひとりの姿、そして、諸悪の根本である法律を変えようという組織の姿に、私は助けられました。諦めちゃいけない、何か出来ることがあるかもしれない、そう思って立ち上がる力を貰いました。

親子ネットは、私たち引き離し被害者にとって、真っ暗闇の中に差し込んだ希望の光です。たくさんの情報を教えてくれて、私たちが何をしたら良いのかという道を示してくれました。そして、一人で悩み続けるのではなく、同じ痛みを抱えた人同士、悩みを相談し合ったり、意見を交換したりする繋がりのおかげで乗り越えてきました。

先のことを考えると、不安で潰されそうな日があります。私の知らないところで成長する我が子を思うと、悲しみで消えてしまいたくなる夜だってあります。それでも、親子ネットでは、講演会、ストリートウォーキング、勉強会など、次々とたくさんの活動を提案・実行されていて、そこに参加することで、いつもいつもパワーを貰っています。

今もなお、司法の不備によって犠牲となる親たち、そして子どもたちが居ます。親子ネットの会員数が増えれば増えるほど、問題が広がり続けていることを物語っており、組織が大きくなればなるほど、問題が深刻化していることを物語っています。しかし、歴史をひも解くと、どこの国でも、いつの時代でも、社会を変えるのは一つのきっかけでした。一つのきっかけに、たくさんの人が乗り、大きな力となって世の中は変わってきました。一人の力は小さいかもしれませんが、二人の力では社会を変えることは難しいかもしれません。しかし、一人が二人に、二人が四人に、四人が八人に…。そうやって、真っすぐな想いがある人たちが集まると、大きな力を生み、社会を変えてしまうほどの波を起せると思います。親子ネットには、社会を変えるための一つのきっかけとなって欲しい、そして、これからも、絶望の淵に立たされた人にとっての希望であって欲しい、先日の総会を経て、そう強く感じました。(橋田)

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール: info@oyakonet.org ホームページ: <http://oyakonet.org>

会員 入会金 500円 年会費 2,000円

親子ネット口座 ジャパンネット銀行 すずめ支店 店番号 002 普通預金 口座番号 4794211

口座名義人 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

(オヤコノメンカイコウリユウ ヲジツゲンズルゼンコクネットワーク)



拝啓 親子ネット会員の皆様

★はじめに

親子ネット会員の皆様、及び、ご支援くださる方々、こんにちは。

私は、9月1日に開催された親子ネットの2012年総会で副代表になりました、渡辺でございます。総会での活発な議論を踏まえて皆さんの期待に応えられるような活動を行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

私は平成22年の7月に妻の別居と同時に2人の子どもを連れ去られました。当時、どうしたら良いかさっぱりわからず途方に暮れていたのですが、たまたま本会の存在を知って、藁をつかむ思いで定例会に参加したのが入会したきっかけです。

そして入会後に多くの方々から経験を聞くことができたこと、妻側の弁護士が好意的だったことなどもあって、幸いにも今は子どもたちと会えるようになっていますが、まだ、子どもたちの福祉という点では、十分に養育に携わることができていません。

現在の状況をさらに一歩進めた欧米諸国並みの、限りなく共同親権に近い状態を実施していくために、法整備が整っていない今の日本でもできる「とりきめ」等を模索して、その内容を社会に還元していきたいと思っています。

★ハーグ条約、及び、国内関連法

ハーグ条約、及び、国内関連法については、1月24日に開会した第180回通常国会で内閣が3月9日に閣議決定、国会提出されましたが、国会が9月8日に閉会となる直前の6日に法務委員会に議案の審議が付託されて、翌日の9月7日に、国会閉会中に審議されることが賛成多数で可決しています。

一体、今まで国会は何をやっていたのだらうと思う次第ですが、慌ててよく審議もされずに可決されるのは問題です。ハーグ条約の一刻も早い締結を望むことはもちろんですが、今後、国内の連れ去り、及び、引き離し問題につなげていくために、この問題の背景をしっかりと審議で触れていただくことが必要です。形式的な審査で終わるのではなく、離婚、別居しても親子が自然に会える社会に向けて、有益な審議をしていただくことを期待しましょう。

★改正民法の効果について

ところで、民法が改正されて、国の施策としてはどのような変化があったのでしょうか。平成24年版「子ども・子育て白書」によれば、「ひとり親家庭の子どもが困らないように」という枠組みの中で、取り決めのある面会交流の円滑な実施に向けた支援が盛り込まれています。

平成24年度の当初予算案では、「ひとり親家庭の就業・生活支援等の推進」の中に面会交流の支援を位置付けていて、総額で37億2千2百万円を計上しています。これらの予算で各自治体が面会交流を実施する根拠として、母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱を改訂して、県、及び、政令指定都市に一定額を補助することが可能となりました。

このように、法律の改正により、国の施策に一定の変化がでているのですが、これらの施策の位置づけや内容は全く十分でないのは言うまでもありません。

早い段階で、施策の効果を検証していただいて、民法改正の趣旨に則った施策を行政が実施しているのかどうか、注目していきましょう。

★社会貢献

日本の将来推計人口によれば、今から約50年後の平成72年には約1億2,800万から約8,700万人と7割になりますが、子どもの数は今の1,700万人から800万人と半分になるとのことです。一方で平成23年は、結婚数が約67万組に対して、27万5千組が離婚しています。このような状況を考えると、日本、いや、世界の未来を担う子どもたちの健やかな成長のために、離婚・別居後でも自然に子どもたちと会えるような社会を目指している我々の運動はまさに「社会貢献」であるはず です。

そして、今、東日本大震災を契機として、「社会貢献」とは何かを問われているのではないのでしょうか。「未曾有と想定外(畑村洋太郎著)」によれば、未曾有とか想定外を思考停止の免罪符のように使ってはならないとあり、東日本震災を題材として詳しく記載していますが、家族についてもまったく同様であると思います。

これまでの日本は、ある程度よくないことを承知で想定ラインを作って、それ以上のことを想定外とか未曾有といった言葉で処理していて、不幸にも離婚・別居の状況となった家族の在り方についてはほとんど議論されてきませんでした。

日本は特に言霊の文化があって、巨大津波に対する対策、放射性廃棄物の処理方法、はたまた、別居離婚後の子どもの問題など、言葉にすることが憚れる縁起の悪いことや誰もがいつかは起こるかもしれないと考えていることはあえて口にしないという深層心理状態があったからです。危険を承知しながら、安全だとか問題ないという神話を作って、一般の人々の目をそらせたいという考えなのですが、このことがさらに状況を悪くすることがようやく認識されるようになったのです。

私たちは不幸にも当事者として「連れ去り・引き離し」という想定外の体験をしているので、このことを胸において「社会貢献」として活動していくことが求められているのではないかと考えています。

★最後に、最初に…

親子ネットでは定例会、及び、講演会等を「定期的」「まじめ」に実施していて、これらの予定をホームページ等でお知らせしています。

世の中はネット社会ではありますが、メール等では正確な情報を伝えたり考え方を共有したりすることはなかなか難しいものです。

仕事等を抱えながら、子どもに会うために日々やるべきことがあったり、遠方にお住まいであったりと会員の皆様は様々な事情を抱えていて、なかなか定例会等に参加できない方もいらっしゃると思いますが、会って直接話をする泥臭い方法も重要と考えていますので、是非とも、たまには無事な姿を見せていただいて、近況報告や会の活動に提言をしてください。

そして、世の中を、なによりも愛する子どもたちのために変えていきましょう。それが、私がここで言いたい最後のことであり、副代表任期の最初に言いたいことであります。

(親子ネット副代表 渡辺 隆之)

新役員からのご挨拶

2012年9月1日、目黒さつき会館大会議室で開催された、第四回総会において選出・承認されました、新役員からの一言ご挨拶です。

【顧問】

青木 聡 : このたび顧問という肩書きをいただき、とても恐縮しています。微力ながら、親子の引き離し問題をいろいろな立場の人々にもっと理解してもらえるよう、がんばりたいと思っています。地道に活動を続ければ、きっと道は開けると信じています。どうぞよろしく願いいたします。

河邑 肇

コリン P・A・ジョーンズ : コリン・ジョーンズと申します。大学の教員兼アメリカの弁護士です。京都が生活と仕事の拠点ですので、関東中心の打ち合わせや活動に参加できないことが多いのですが、なるべく、親の離婚・別居後の子ども達がおかれる状況の改善のためにがんばりたいと思います。よろしく願いします。

【会長】

藤田 尚寿 : 全国からひっきりなしに寄せられる悲痛な叫びと、親子引き離しがまかり通ってしまうおかしな社会を変えて欲しいという期待に、当会の活動は支えられています。「別居・離婚後の親子が自然に会える社会の実現」には、まだ道半ばです。代表を退くことになりましたが、多彩な運営委員とともに、理念に近づけるよう前進させたいと思います。

【代表】

神部 進一 : 先輩代表の方々は、親子ネットをここまで築いて来られて、いろいろご苦労もあったことと思います。私はとても真似出来ませんが運営委員の素晴らしい仲間がいるので心配はしていません。会員の皆様の中にも、夜も眠れないほど苦しんでいる人がいると思います。一緒に頑張りましょう。朝の来ない夜など無いのですから。

【副代表】

笠原 麻紀 : 今年度は副代表を務めさせて頂く事になりました。離婚や別居が親としての愛情や責任、子ども達が両親に愛され育てられる権利の妨げになってはいけなく強く思います。今年一年、どうぞよろしく願いします。

渡辺 隆之 : 欧米並みの面会及びその他の交流及び共同養育の実践を容認する社会の実現に向けて、これまでの親子ネットの活動を踏まえて、さらに会員みんなで力を併せて前進させていきましょう。何よりも愛する子どもたちのために！

【運営委員】

秋庭 響 : 昨年度に引き続き、今年度も運営委員をさせて頂くことになりました。子どもの連れ去り問題を世間に浸透させるためには、正しいことを主張し続けることが重要です。正しい主張が世の中に少しでも早く浸透するように、微力ながら頑張りたいと思います。よろしく願いいたします！

飯田 彰 : 昨年度に引き続き、運営委員に任命いただきました。いろいろとあった一年間でしたが、他の運営委員の皆様と励まし合って乗り切ってきました。会社の外に、このような仲間ができるのはとても幸せなことです。失意の日々を送る一般会員の皆様にも希望が見出せるよう、親子ネットの運営に励みたいと思っています。

印旛 一帆 : 親子の絆を守るために、親子新法の制定を実現することは当然ですが、それだけがゴールではありません。「離婚後の元配偶者」に安心して我が子を預けられる国民性を醸成していくことが大切でしょう。そのために、本年度も講演会などの啓蒙活動に取り組みたいと思っています。よろしく願いします。

大谷 格司 : 引き続き務めさせていただくことになりました、大谷です。変革のこの時期に引き続き運営委員を任される責任を重く感じています。今こそ、皆さん一枚岩になり、方向性を見据えて前進していく必要があると感じています。微力ではありますが、よろしく願いします。

斎藤 雅敏 : ハーグ条約の批准について国会で具体的な議論が行われる様になり、気の抜けない状況が続くと予想されますが、皆様と力を合わせて親子の引き離しを認めない社会に変えて行きたいと思っています。関西在住のため、遠地で行える作業がメインになるとは思いますが、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

佐藤 凜子 : 今回初めて運営委員に就任しました。親子ネットに参加させていただいてから間もなく、右も左も分からないことばかりですが、子どもの幸せを第一に考え、離婚後でも両親が共同で子育てをすることが当たり前になるよう、親子ネット青年部?として精一杯務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

鈴木 裕子 : 様々な苦労や苦悩を味わって、人生は過酷だなあ〜と感じます。けれど、どんな困難もなんとかなるんじゃないかと思えたり、苦い経験も財産になっていると思えるのは、親子ネットで出会った仲間たちのおかげです。“普通のお父さん・お母さん”の力を結集して今期こそ、奇跡を起こせることを願い信じて頑張ります。

田中 緑 : 連れ去った者が正義、という理不尽でデタラメなことがまかり通る世の中に絶望し失意のどん底にいたときに、この会で大いに勇気づけられました。定例会やイベントにお越しになれない大多数の会員の皆様にとって、会報こそがそんな意義あるものであり続けますように、少しでもお役に立てればと思っています。当事者の家族として末席に加えていただきました。昨秋入会の新参加者ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

中野 道隆 : 新しく、運営委員に任命頂きました中野道隆と申します。世論調査で有名なギャラップ社によると「幸福の五つの要素」は①仕事②人間関係③お金④健康⑤地域社会への貢献だそうです。共同親権・共同養育社会を実現し(社会への貢献)、引き離された親子の絆(人間関係)を取り戻すために微力ながら運営委員として会務に励みたいと思います。

中西 アイ子 : 昨年に引き続き祖父母の代表を務めさせていただきます。祖父母と孫との関係は、お互いなくてはならない存在です。法律には、祖父母と孫との面会交流は明記されていません。ですから審判も訴訟も起こすことができません。当たり前で面会交流ができるように声を上げ続けていきたいと思っています。

橋本 美知太郎 : 親子ネット会員の皆様、はじめまして。2012年度・運営委員になりました、橋本美知太郎と申します。親子ネット組織が発展することは、悲しんでいる当事者が増えているという残念なことではありますが、これが現実ですからこの現状を変えていくために、運営委員・会員の皆様と共に力を合わせて頑張りますので、何卒よろしくお願い致します。

平久保 善之 : システム管理担当として、ここ数年会員管理を担当して参りました。1人で悩んでいる方が同じ悩みを持つ当事者と交流でき、悩みを分かち合える場が出来る事は良いと思いますが、新たな引き離しにより入会される方も年々増えています。子どもの気持ちを無視した連れ去り、引き離しは絶対に無くさなければいけません。今年度も、システム管理を担当させていただきます。よろしくお願い致します。

平田 晃久 : 私たちが求めるものは諸外国では当たり前のことです。親子の絆よりも大切なものはこの世に存在しません。しかしながら我が国は、親子を意図的に引き裂き続けます。諸外国では親子の絆は子どもの権利としていかに大切にされ、日本がいかに人権後進国であるかを、外国人との関わりを通じて多くの方にお伝えしていく所存です。

村松 一久 : 2年前の7月に連れ去られ、その月に2つの団体に顔を出し、こんな事態が多く存在するという事を知り、即、面会交流の審判を申し立て、9月には親子ネットの総会に参加しました。その後も数々の団体、当事者とお逢いし、親睦を深めながら打開策を模索しておりますが、決定打は無い様に感じます。子ども達との絆を如何に保つか、親が諦めない事、子ども達を信じる気持ちを失わない事を念頭に進んで参ります。

山崎 友浩 : 今年度運営委員を務めさせていただきます。2年前子どもを連れ去られ、絶望の淵に立たされていた時に親子ネットの事を知り、昨年定例会に初めて参加し、いろいろな会員の方と出会うことが出来、とても勇気づけられました。私に何が出来るかわかりませんが、少しでも皆様のお手伝いが出来ればと思います。よろしくお願い致します。

吉浦 貴司 : 今期も運営委員として会計を担当させて頂くことになりました。親子ネットは、皆様からの会費及び寄付金によって運営されておりますので(運営委員は無報酬のボランティアで活動しております)、親子が引き離されない国に変えるべく今後も活動を推進する為に、引き続きご協力賜りますようお願い致します。

【監査】

加太 哲也 : 昨年に引き続き監事を担当させていただきます。親子ネットがさらに発展し、皆様に信頼していただける組織となりますよう、活動が適正に行われるように監査の職務に当たらせていただきます。一年間職務を精一杯努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願い致します。

注) 名前は五十音順に記載しています。個人情報保護の観点から一部仮名が含まれております。



親子ネット勉強会レポート

「どうしたらいいの？こんなとき」

子どもに会えない悩みに向き合い、事態を打開した当事者の事例報告

平成24年9月1日、目黒さつき会館において、当事者の事例報告を基にした勉強会を開催しました。以下にその内容を報告いたします。

1、開会挨拶（印旛 一帆 親子ネット運営委員）

子どもと十分に面会ができない状況下で、我々には明るい話題はあまり有りません。しかし、100%でなくとも少しでも「こうやれば、うまくいったよ」と勇気が湧くような体験談を当事者の方々に語って頂き、そこから学んでいきたいと、今回の勉強会を開催しました。それぞれの方に「今まで、何を考え、どう行動してきたのか？」を具体的に話して頂きたいと思います。選択肢は一つではありません、色々な意見を聞いて、皆様ご自身の参考にして頂ければ幸いです。

また、この問題に詳しい弁護士、臨床心理士等、有識者の方々にアンケートをお願いしました。「このように主張・行動すればいいのではないか」「これはダメだよ」ということを具体的にアドバイスして頂きました。資料にまとめましたので、併せて参考にして頂きたいと思います。

2、開催趣旨説明（飯田 彰 親子ネット運営委員）

私は、親子ネットに来る「メール問い合わせ」を担当しています。問い合わせをして来られる当事者の方々は「自分の陥った状況がわからない」「どうしたらいいのでしょうか？」と非常に困っておられます。私からは「まず、落ち着いて出来ることからやっていきましょう」とお答えしていますが、本当は「こうやれば、うまくいきます」というような勝利の方程式をお教えできれば良いと思っています。しかしながら、現状はうまくいかないことの方が多いのです。

私たちは、月1回の定例会や懇親会の場で情報交換・意見交換をしていますが、今回、断片的な情報ではなく、親子の絆を取り戻したケースをまとめました。これらの情報を皆様がそれぞれの行動に活かして頂き、その結果を親子ネットにお知らせ頂きたいと思います。それを今後、当事者の方からの問い合わせに活かしていきたいと思っています。

3、当事者の事例報告

事例1.【法廷闘争を避けて、相手方の病気を受け入れることを決意し、相手方と子どもへの愛情を提供し続けて妻子との同居を回復したケース】（Hさん）

妻は依存症をかかえており、経済的なことなど色々な問題が家庭内にありました。当初、私は妻の病気を理解し、受け入れることが出来なかったために妻を責めてしまいました。ある日、妻は3歳の長女を連れ去り、離婚調停を申し立ててきました。私は調停で妻の悪口を言わず、自分を変える努力をしてきたことを伝えました。調停は「別居をしばらく続ける」ということで1回で終了しました。別居から1年後には妻と話し合い「元の家で生活しよう」と決め同居を開始しました。今は1年が経過しています。

私は、自分に焦点を当てて、自分自身を変えられるところは変えたい、妻の依存症を受け入れるために行動したいと考え、夫婦関係を修復、家族再生を願い、自分の考え方を直しました。

弁護士・行政書士にも相談しましたが、引き離しが起きている現状のみに焦点を当てて見ることは争いを激化させてしまうし、引き離しが続いてしまうと感じました。心の病をかかえている妻に円満調停とはいえ裁判所から通知が届けば、余計な刺激を与えてしまうとも考えました。

今は、妻との「信頼残高」の構築をしており、妻との日常を感謝し信頼の貯金をすることで、信頼関係を築けば、引き離しの心配も無くなるのではないかと考えています。



事例2.【相手を非難せず、必要な主張は弁護士に任せて、調停委員と相手方の譲歩と信頼を手に入れたケース】（Tさん）

私には2歳11ヶ月の子どもがいました。子どもを連れ去られた後、子どもに会えたのは1回目の調停があって5ヶ月経過してからです。5ヶ月の間、何をやっていたのかと言えば、弁護士や離婚カウンセラーを探したりしていました。最初の1ヶ月から3ヶ月間は散々な生活をしていましたが、「こんな生活をしていると子どもに恥ずかしい」と考えを変えました。私は、「やりたいことをやってみよう」と心を入れ替え、ボランティアをしたり、資格検定を受けたり、色々な人に会うことにより、自分の気持ちを整理し、徐々に自分を取り戻せたことが良かったと思います。

「子は錠（かすがい）」という言葉がありますが、「錠」とは柱と柱を繋ぎとめる部分（大釘）を言います。「だから、夫婦は子がいればそう簡単には別れるようなことはしない」と知人から教わりとても感動しました。ある本の著者である弁護士のところへあまり期待せず相談に行ったら、弁護士に「奥さんのやっていることは犯罪だ。相手方から申立てされているままだと、相手のペースで進められてしまうから、直ちに円満調停と面会交流調停を申し立ててきなさい」と言われ、申立てをしました。この弁護士は信頼できると思い、その日の夜からメールでの相談が始まりました。弁護士はメールを送ればすぐに返信をくれ、夜遅くても電話で相談に乗り対応してくれました。私は、別れてしまえば単独親権だから会えなくなるかもしれないと思い、「子どもに会いたい、また一緒に住みたい」と調停で主張してきました。弁護士のアドバイスもあり、妻と子どもの誕生日プレゼントを調停の場に持っていきました。妻は妻へのプレゼントは受け取りませんでしたが、それでいいと思いました。なぜなら、私がもう一度、3人でやり直したいと思っていることを調停委員にわかってもらえればいいと思ったからです。調停委員から「奥さんは会わせないとは言っていない。月1、2回会えるのだから、まあ、離婚で話を進めていったらどうか？」と言われ、私も「引き離してから5ヶ月も経っているし、いいか」と思い「はい」と言いそうになりました。その時です、弁護士が「あなた方、調停委員のやっていることは誘導尋問ではないか。子どもに会わせる代わりに婚姻費用を寄こせ、離婚に応じる、などという人質交渉には応じられない」と言ってくれたのです。一時、調停委員と弁護士が言い合いになりましたが、私が子どもの写真をテーブルに並べ、子どもとの交流に問題が無いことを訴えかけた結果、その後、私のペースで調停は進みました。

私の目的は子どもに会うことなので、調停で私は相手方の悪口を言うことなく、子どもの育成だけを考えたいと調停委員に言い、弁護士が法的に納得のいかないことを助言してくれました。5回目の調停で相手方は離婚調停を取り下げ、面会交流は第三者機関を利用し月1、2回実施したいと提案がありました。今は月2回、子どもとしっかり会えています。子どもは待ち合わせ場所で私を見ると笑顔で飛び込んで来ます。離婚に応じなかったことで共同親権が維持できています。これからも「お母さんはもちろん、お父さんもあなたを見守っているんだよ」ということを、面会交流を通じて安心して子どもに伝えていきたいです。離れて生活していても深まる絆というものもあると感じています。

事例3.【面会交流が中断されても希望を失わずに、学校に会いに行くなど、子どもへ想いを伝え続け、同居が実現したケース】（Sさん）

私たち夫婦は離婚し、当時8歳の長男、6歳の長女、3歳の二男の親権者は夫になりました。離婚直後は、月1回の面会交流を行っていましたが、元夫は再婚すると色々な事情を付け、面会交流を中止させました。子どもと会えなくなりました。子どもたちから「もうママに会いたくない」「ママと会うことは、パパが決めることだから」とも言われました。今で言うPASです。私は、親権者変更調停を申し立てましたが、裁判所は「継続性の原則」を理由に私の主張を認めてくれませんでした。

私は、子どもに会えない辛さはありませんでしたが、習い事をしたり、仕事に打ち込んでみたりと、自分を立て直す時間を2年間使いました。きっかけがあり、当事者団体の集まりに参加し「子どもには自分が愛しているということを伝えなければならない、伝えることによって子どもの良い成長が得られる」と言うことを知りました。そうして私は「自分の気持ちを伝えよう」と思えるようになり、子どもの通っている小学校に行き、2年半ぶりに長男と再会したのです。その後、長女とも再会することができました。1回、1回は5分程度の短い時間ですが、何回か会っているうちに1年後には長女が私の所に家出して来ました。その時は、元夫が警察に通報したので、長女を親権者である元夫の家に帰宅させましたが、その後、元夫と義母から何度も電話があり「娘を迎えに来て」と言われ迎えに行きました。更に元夫から親権者変更手続きがされました。その2年後には長男から「迎えに来てほしい」と連絡が入り、現在は長男、長女と3人で暮らしています。

子どもと会えない期間はありませんでしたが、まずは自分を立て直すことが大切だし、自分が元気でなければ行動も起こせません。小学校に会いに行った頃の感想を子どもに聞いたら「嬉しかったよ、嬉しくない子どもなんていないよ」と言ってくれました。「今、自分に何が出来るか？」を考え、諦めずに行動して良かったと思っています。

最後に、他の当事者団体や親子ネットの運営委員の方々、当事者の方々へのお願いがあります。皆さん色々な意見が有り過ぎて「一致団結していないんじゃないかな？」と感じる時があります。徹底的に議論して、決まったことには一致団結して取り組む、意見を言わないで、後から「自分はこう思っていた」などとは絶対に言わないで下さい。一致団結しなければ、私たちが求めている法律も通すことは出来ないのではないかと思います。

事例4.【調停・審判・裁判・連れ去り・連れ戻しと戦い続け、その中で月2回宿泊付きの条件を勝ち取ったケース】（Yさん）

会社に行っている間に子どもを連れ去られました。引っ越し業者を準備していたらしく家財道具も持ち去られ、家に帰ってきたら部屋に何も無い状態で、「目が点」になりました。直ちに私は離婚調停と監護者指定を申し立てましたが、妻側は婚姻費用分担調停を申し立てていました。当初はよくわからないまま弁護士に言われたとおり婚姻費用支払いに応じました。

その後、弁護士・行政書士・離婚カウンセラー・行政など、いろいろな場所に相談に行きました。その中で連れ去り・持ち去り側の特徴は、社会的未熟や自己中心的な人が多いと痛感しましたが、皆さんも思い当たるころがあると思います。

子どもには4ヶ月間会えませんでした。弁護士が「子どもに会わせないのは犯罪だ。」と強い態度で訴えてくださり、面会交流が実現しました。面会交流の際、交流の様子を録音していましたが3歳の娘は「パパと離れるのが嫌だ。」と泣きました。

しかし、その後相手方弁護士から「子どもを泣かせたから会わせない。」と言ってきました。録音を証拠に出して嘘を暴き、その月の第4週に宿泊付き面会交流を行いました。すると、今度は相手方から「面会交流を過ぎだ。」と逆に調停を申し立てられました。

私は「このまま調停が別個に進むと、子どもに会えなくなる。」と思い、子どもを返さない判断をしました。警察に逮捕されるかもしれないという不安はありました。しかし過去の判例を調べたら親権のある親が連れ去っても、暴力行為などが無ければ逮捕されたり、負けたりするケースはほとんど無かったのです。予想どおり、相手方は子の引き渡し審判・調停を起こしてきましたが、私は事を荒げないように相手にしませんでした。

困った当事者の方が、相談やアドバイスを受けられる場所があったらいいなと思っていたので、平成22年9月に「NPO法人 保育支援センター」を立ち上げ、当事者の支援を開始しました。

事例5.【虚偽DVで行政支援措置を取られたが、市役所担当や学校長と話し合い、住民票取得制限の解除、学校行事への参加を認めてもらったケース】（Iさん）

私は現在53歳、子どもは中学3年生です。妻の母親と叔母に連れ去られました。

妻の家出は2回目で、前回は7カ月でした。「また、帰ってくるだろう」と思っていたのですが、なんと今回は子どもの学校を勝手に転校させてしまったのです。

その後、なかなか子どもに会わせてくれないので、調停を申し立てて妻に理由を聞くと「あなた、DVじゃない」と言われました。「どれが、DVなの？」と聞くと、「細かなことの積み重ねだからわからない」と言われましたが、妻が主張する「DV」は「ドライブに行った時に、運転中口を聞いてくれない」「毎日、朝早く起こされる」「洗濯物を畳んだ物を、1週間出しておくと怒られる」「車で送り迎えしてくれないのが気に入らない」などであることを知りました。

なかなか会えないまま、妻側から離婚裁判を起こされました。警察へ確認に行くと、妻はすでに相談に行っていました。警察は「あんなの、DVじゃないですよ」と言っていました。しかし、住民票を取得した際に本人分しか取得出来ないため聞いてみると「あなたDVですから」と言われたのです。私の知らないところで行政支援措置を取られていたのです。

子どもに気持ちを伝えたいと思い、子どもに月2回手紙を送りました。また、行政支援措置を取られていたことを知り、警察・役所・県教育委員会・病院など様々な場所に行き事情を繰り返し説明しました。すると、妻側から離婚訴訟を「請求放棄」してきたのです。理由は「訴訟を起こす理由が無かった。離婚を求める理由が無かった」と自ら認めたのです。それを根拠に役所に行き説明し、行政支援措置は解除されました。そして役所・教育委員会・学校長などに、学校へ近付くことの禁止措置解除を求め話し合いを申し入れたところ、学校長から学校へ呼ばれ学校行事（授業参観・体育祭・クラブ活動発表会）への立ち入りが許可されました。

今年7月7日、七夕に授業公開日があり4年3ヶ月ぶりに子どもの顔を見ることができました。7月28日にはクラブ活動大会の応援に行き、8月10日には学校長から声を掛けてもらって一緒に会場の最前列で子どもの姿を見ることができました。子どもに「父親が見に来ている」ということをわかってもらえたと、とても嬉しかったです。やっと第一歩を踏み出せました。

DV虚偽で訴えられている方は、やっていないことは「やっていない」と警察・裁判所・役所を信じ期待し、冷静に何度も何度も説明に行ってください。

私はまだ離婚していないので親権者です。子どもとの面会交流は、離婚後の面会交流を定めている民法766条ではなく、民法820条「親権者の監護・教育の義務・権利」という条文を基に交渉していきたいと考えています。

4、〔配布資料2〕有識者へのQ&A集について (江川 剛弁護士)

皆さんのこの問題はとても難しいです。しかし、難しいながらも解決に向けて考えていかなくてはなりません。「こうやればうまくいった」と事例報告がありました。皆さんに当てはまるかどうかは、環境・人間・周囲の方によっても変わってきます。

今日、明日で解決できる問題ではないので、長く時間は掛かるかもしれませんが、それとどううまく付き合っただけでも前に進んでいくかを考え、環境を築いていくのが一番大事だと思います。

5、連帯する仲間からのごあいさつ

(ハンドルネーム；たたく主婦)

私は、DVでつち上げを解決するブログを書いています。最近、「裁判外交渉」という方法で、裁判所を利用せず相手方と交渉出来たらいいと気付いたのです。復縁した例で、夫も妻も弁護士を立て調停で争っていたが、夫は子どものために別れたいと主張していたので、手紙を書くことを提案し、1ヶ月後に妻から「復縁したい」という話になったのです。夫の努力も相当あったと思いますが、そのようなケースも中にはあるので、苦しんでいる当事者の方々を今後も支えていきます。

6、閉会挨拶 (神部 進一 親子ネット代表)

頭をからっぽにして考えれば、親と子というのは会ったほうがいいに決まっているとつくづく思います。私たちは、いろいろな場面で妨害されているが、先進国ではしっかりとした考えの法整備がなされているが、日本はとても遅れています。この場に集まった方は勇気ある人ばかりであり、今日この場に参加していない、他にももっと苦しんでいる当事者がいるので、力を合わせて自然な私たちで親子の交流ができるよう変えていきましょう。皆さん、これからもご協力お願いします。

総会、および、勉強会の開催に際し、衆議院議員、下村博文先生、馳浩先生から激励のメッセージをいただきました。私たち当事者の心情を深くご理解くださり、日本の現状を踏まえ、これからも国会議員として積極的にこの問題に取り組んでくださるといふ熱い思いのこもったメッセージを頂戴し、私たちも胸を熱くしました。勉強会では、お二人のメッセージを読み上げました。(橋本)



子どもへの期待

NPO法人 保育支援センター理事長
梅津 なみえ

子どもの将来に期待しない親はいない。まずは命名に我が子の輝かしき未来を願い、その後も親は、自分がかねえられなかった夢を子どもに託し、習い事をさせたり、体験させたりする。しかし、残念ながら子どもが親の期待通りになった…という“成功事例”はなかなか聞かない。

2歳児クラスを担当しているとき、ディズニーフリークママがいて、年間パスポートも持ち、ほぼ毎週末に浦安に通っていた。この息子はちょっと臆病な子で、保育士がお面をかぶっただけでも大泣きをして逃げ回るので、ディズニーのキャラクターを喜ぶか疑問だったが、案の定、キャラクターたちが近くを通るだけでも、母親にしがみついて大泣きだったという。ママは自分は大好きな世界であり、息子もいつかは喜んでくれると思って通っていたが、結局親子の気持ちはすれ違ったままで、彼が中学校の頃の年賀状には、金髪に細い眉毛の息子が、家族とはやや離れて家族写真に納まっていた。さらに高校からは親元を離れ、伊豆大島にある海洋科のある高校で寮生活を送った。20歳を過ぎ、今は大型船に乗って日本をはるか離れて仕事をしている。ママはさびしいと言っていたが、彼は、自分の気持ちとずっとすれ違いを感じていた親から少しでも早く自立したかったようだ。

このクラスに、親子関係が友達感覚のちょっとおもしろい家族がいた。娘のMが小学校4年生のとき、父親から「うちのMは、瀬戸内海の小島に“留学”しちゃった(笑)」と聞いた。父親によると、彼女は魚村留学(?)募集をインターネットで知り、この留学がいかにか自分にプラスになるかを切々と訴えて両親を説き伏せたとのこと。両親も冒険物に心酔しているMなら仕方ないかと認めたようだ。父親に教えてもらった学校のホームページには、個人名は伏せられているものの、一目で彼女とわかる作文や絵画が掲載され、いきいきと島暮らしを楽しんでいる様子が感じられた。Mちゃんは「1年間の留学」という両親との約束を「もう1年だけ」と延長し、6年生になるときに東京に戻ってきて、1年間の受験勉強で女子最難関と言われる私立女子中であっさり合格した。現在は都内の某国立大学に在学中である。

子どもの人生は子どものものである。けして親のものではない。そんなことはわかっているよ…と言われるそうだが、子どもの歩みを見守ることほどしんどいものはない(笑)。



啓発活動レポート

6月24日(日)、味の素スタジアム(東京都調布市)で行われたフリーマーケットの会場の一角を借り、「守ろう親子の絆・子供の権利」をスローガンに、第一回目の風船配布啓発活動を行いました。

この活動は、会場に訪れた親子連れなど一般来場者の方々へ、“Kimidori・Ribbon”をプリントした風船の配布と共に、離婚・別居後の親子のあり方を問うチラシの配布を行うものです。

この風船配布活動は、関西・中部地区等では定期的に行われており、その活動に感化を受けた8名の有志たちが集まり、「先ずはやってみよう！」という思いの下、参加メンバーそれぞれが自分で出来る事で協力し、アイデアを出し合い実現する事が出来たものです。

今回は、風船配布とは別に共同親権についてのアンケートも実施してみました。我々当事者は、離婚後の共同親権の必要性を痛切に感じています。しかし、一般の方々がどう思っているのか率直な意見を知りたく、今回の啓発活動のサブメイン的なものとして実施しました。

結果は、離婚後の共同親権に賛成が154票、反対が9票、その他(分からない)が30票というものでした。特に、賛成するように誘導した訳ではありませんので、これが一般の方々の考えであると素直に受け止めていいのではないかと思います。

当日は外国人の当事者を含め19名もの方々が集まり、中には3歳のちびっ子ボランティアまでも加わり、会場を歩き交う人々へチラシと風船、そして子どもたちにはお菓子を配りました。風船をもらう子供たちの笑顔に終始癒され、逆に元気を貰う事が出来ました。

翌月の7月29日(日)にも、同じ場所である味の素スタジアムで、第二回目を開催を致しました。

前回同様、共同親権のアンケート調査を実施し、賛成157票、反対8票、その他(分からない)が34票という結果になりました。前回と同じ傾向に参加者全員が驚き、これは国民の8割が共同親権に賛成であり、反対はたったの5%ほどなのではないかと、私たち当事者に希望の光が差し込んだ一時でした。

実はこの活動、Facebook等のSNSでも話題に上がり、この記事を目にした九州の当事者の方から、「是非、九州でもやってみたいのでやり方を教えて欲しい」と連絡を頂きました。そこで、9月16日(日)に、関東から4名のメンバーが鹿児島に飛び、九州の当事者の方々と一緒に、JR鹿児島中央駅にて風船配布活動を行いました。当日は台風16号が鹿児島に最接近する予報でしたが、何とか無事開催する事が出来ました。

勿論、共同親権のアンケートも、ばっちり行って来ました。気になる結果は、賛成134票、反対5票、その他(分からない)が18票です！前は希望の光でしたが、今回でそれは私の中で確信へと変わりました。やはり国民の8割が共同親権に賛成なのではないでしょうか。そして反対は4%。

今後も各地で活動を実施し、Kimidori・Ribbonと共に全国にこの活動が広がればと思っています。そしてアンケートがある程度集まったら、この結果を持ち、国会議員の陳情活動に参加させていただきたいと考えています。

次回は、11月11日(日)に、「親子交流くにたちの会」の方々と合同で、東京武蔵野原っぱ祭りで活動を行う予定です。

そして、12月29日(土)には、日本の真ん中である岐阜で、関西・中部・関東合同による、ビッグ啓発活動を行う予定です。当日はステージの使用も可能で、ご当地のゆるキャラなども呼ぶ事もできるかもしれません。

とかく気持ちが暗くなりがちなこの問題、明るくアピールする事でより多くの人たちに興味を持っていただけるのではないかと私は考えます。他団体との交流も兼ねていますので、是非、多くの方々に参加して頂き、当事者が一丸となってこの問題を解決していきたいと思えます。

私が展開させて頂いている「Kimidori・Ribbon マグネットの製作販売」ですが、今回はアメリカからも多くの注文を頂き、お陰様で注文数は160個となりました。ご注文頂きました皆様、本当に有難うございました。(コストの関係により日本からの出荷が困難である為、現在、アメリカで同じものを生産する方向で調整をしております。)

今後も更に、このKimidori・Ribbon運動を展開して行きますので、是非、ご期待下さい！(野村 孝幸)



【手帳にメモして】

■ 親子ネット定例会 (11月)
日時：11月3日 (土) 13:30～17:00
場所：青山いきいきプラザ
(集会室B)

東京都港区青山2丁目16番5号
電話：03-3403-2011
問合せ：info@oyakonet.org

■ 親子ネットNAGANO相談会
日時：毎月第3土曜日 13:30～16:30
※変更の際は事前にブログ等で告知。
場所：親子ネットNAGANO事務局(長野県白馬村)または電話相談(スカイプ対応)も可能。出張相談所の開設も可。
相談料：無料。ただし、運営協力費として1時間1,500円、1時間を超える場合は1時間毎に500円の加算、子どもからの相談は運営協力費不要。※24時間前までに予約をお願いします。
問合せ：kodomokenri@gmail.com

■ くにたち子どもとの交流を求める親の会定例会

自助活動：毎月第1木曜日19:00
会議：毎月第3木曜日 19:00～
場所：スペースF (国立市中3-11-6)
問合せ：042-573-4010 (スペースF内)

■ SOS!会えない親子のホットライン
日時：第3木曜日 19:30～21:30
問合せ：042-573-5791 (くにたち子どもとの交流を求める親の会)

【活動日誌】

06/23 親子ネット定例会
07/07 親子ネット運営委員会
07/21 親子ネット定例会
08/04 親子ネット運営委員会
09/01 親子ネット総会及び勉強会
[どうしたらいいの?こんなとき]
09/09 親子ネット運営委員会
10/06 親子ネット定例会

住所変更時のお願い

ご転居に伴い、住所が変わられた会員の皆さまは、お手数ですが、住所変更のご連絡をお願い致します。その他、メールアドレス等の変更がある場合もご連絡をお願い致します。

連絡先メール
info@oyakonet.org
(システム管理担当)

【マスコミ】

09/14 離婚後の子育て 民間の力も生かしたい (東京新聞)
09/10 養育費や親子面会 取り決めて離婚は半数以下 (読売新聞)
08/31 衆院でハーグ条約承認案など審議入り…野党欠席 (読売新聞)
08/28 ハーグ条約を委員会付託＝衆院 (時事通信)
08/28 〈私の視点〉離婚後の親子関係子のために共同親権を (朝日新聞)
08/21 連れ去り防止で州法可決 日本人と離婚の米男性主導 (産経新聞)
08/02 上院決議 543：国際的な子どもの連れ去りに対する上院の意見を表明する (バーバラ・ボクサー米国会議員プレス・リリース)
07/26 児童虐待相談件数、過去最多平成23年度は5万9862件 (産経新聞)
07/12 改正民法：離婚後の養育費、親子面会 取り決めなくても届け受理 (毎日新聞)
07/09
・Parents march to urge Clinton to press Japan on child custody (KYODO News)
・Parents urge Clinton to press Japan on child custody (The Japan Times)
・Parents call for Clinton to act on Japan and child custody issues (The Japan Daily Press)
・Parents urge Clinton to press Japan to take action on child abductions (AFP)
07/03 親権めぐる抗争取り下げ＝司法取引で釈放の女性 (時事通信)
06/19 継続性の原則を利用し続けてはならない旨を明確に最高裁が認める (参院法務委員会/桜内議員質疑)
06/19 “裁判官の独立”ならぬ“裁判官の独善”にならぬよう (参院法務委員会/桜内議員質疑)
06/26 日本人による“米国人拉致”問題の行方 条約の批准だけで問題が解決するのか? (日経ビジネス)
06/21 離婚後の“単独親権”を考える (関西テレビ; スーパーニュースアンカー)
06/20 だいある一ぐ：東京彩人記 親子面会交流全国ネット副代表・鈴木裕子さん/東京 (毎日新聞)
06/15 国際離婚：日本人女性の親権認めず 大阪高裁、逆転判断 (毎日新聞)

06/15 長女連れ帰り、高裁で判断逆転「米国の元夫に親権」 (朝日新聞)
06/14 長女の親権、元夫側＝司法取引の女性に逆転決定＝大阪高裁 (時事通信)

【編集後記】

あれほど暑かった夏も過ぎ、東京でもようやく秋めいてまいりましたが皆様いかが過ごしてでしょうか。ちゃんとご飯を食べていらっしゃいますか?しっかりと眠れていますか?

眠りのホルモンと呼ばれるメラトニンは、私たち人間の精神の安定に大きく影響しているセロトニンから作られるのだそうです。そしてそのセロトニンは体内で生成されることはなく、材料となる必須アミノ酸を食事から摂取するしかないのだそうです。しっかりと食べる、ちゃんと眠ること、そして心の平穏はリンクしているのですね。

もし「そんなこと知っているけど、この状況じゃ、無理!」のようなら、この際医療の力を借りてでもよい睡眠をとるところから始めることをお勧めします。身体の疲れ⇔精神の疲れという負の連鎖を断ち切って、どうか健康かに、たくましくいてください。

お子さんのためだけでなく、かけがえのないあなた自身のために。

今号では新年度の運営委員のご案内を差し上げました。委員ととっても特別な経験や技能を持っているわけではありませんし、まして時間やお金を持って余しているわけでもありません。それぞれが引き離しの渦中にありながら、今の自分が出せる力を供出したいという小さな力の、この状況を変えたいという思いの結集です。そしてその推進力となるのは、いまこの会報を手にとり下さっている会員のおひとりおひとりです。

その会報も、私はこれまでただ読むだけでしたが、今回初めて制作にかかわる方々の苦労を垣間見ることとなりました。垣間見るだけでまだ苦労はしていないのですが…。私自身はわが身に降りかかった悪夢をまだ受け入れるどころか受け止めることすらもできていませんが、もっと苦しい状況だった時に、会報に寄せられた会員の皆さんの体験談や言葉の数々に大いに慰められ救われました。多忙な仕事と胃痛を抱えながらも敏腕をふるう編集長の、片腕は到底無理でも片足程度になれたらいいかと思っています。(田中)

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 会員募集

私たちは、離婚や別居により離れて暮らす親子が普通に会えるように、共同親権や、面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用改善や、親子面会交流への支援を求めて活動しています。双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。私たちは、共同親権法制化を目指して、地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行っています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行っています。ホームページの運営、会報「引き離し」を定期的に発行しています。一緒に活動してくれる仲間を募集しています。ぜひ親子ネットにご参加下さい。

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール：info@oyakonet.org ホームページ：http://oyakonet.org